資料３

R8. 2. 25　第2回東北ブロック居住支援連絡会議

再犯防止における
住宅確保の必要性について

法務省東北矯正管区
更生支援企画課



東北矯正管区
マスコットキャラクター
「管くまちゃん」

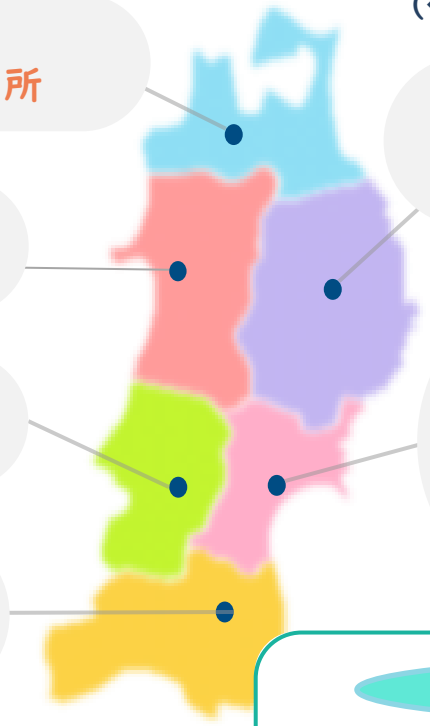
はじめに…

法務省東北矯正管区とは？

⇒東北6県の矯正施設（刑務所（少年刑務所）、少年院、少年鑑別所など）を指導・監督する機関

東北6県にある主な矯正施設

（◆）…女子を収容する施設



・青森刑務所
・青森少年鑑別所

・秋田刑務所
・秋田少年鑑別所

・山形刑務所
・山形少年鑑別支所

・福島刑務所
・福島刑務支所（◆）
・福島少年鑑別所

・盛岡少年刑務所
・盛岡少年院
・盛岡少年鑑別支所

東北矯正管区
（矯正研修所仙台支所）
・宮城刑務所
・東北少年院
・青葉女子学園（◆）
・仙台少年鑑別所

東北矯正管区管轄矯正施設数

刑務所・少年刑務所	6庁	刑務支所	1庁
		拘置支所	13庁
少年院	2庁	分院	1庁
少年鑑別所	4庁	分所	2庁
本所	計12庁	支所・分院（所）	計17庁

更生支援企画課について

更生支援企画課とは？

⇒平成３１年４月、矯正施設や再犯防止施策に関する地方公共団体の皆様との総合窓口として設置されました。

・地方再犯防止推進計画策定に係る支援（犯罪統計データ等の提供、策定委員会や勉強会への出席）

・矯正施設と自治体や民間団体等が連携して行う取組の橋渡し

・農福連携に関する業務（刑務所出所者等の受入れに向けた課題等について意見交換、会議への出席）

・居住支援に関する業務（各種協議会への参加、居住支援協議会等との意見交換会の実施）

・その他、再犯防止に関する研修、会議、講演等へのご協力など…

矯正と地域　立ち直りの輪をつなぐ取組

を行っています。

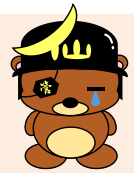


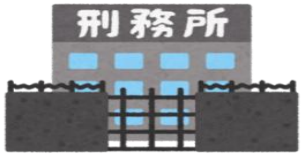
check

当課作成の自治体等向け広報誌「つなぐ」バックナンバーは東北矯正管区「地域との連携」ページから

「再犯防止」ってなに？

「刑務所に戻りたくてやった」という言葉・・・





刑務所の居心地がいいから？
刑務所での生活が好きだから？



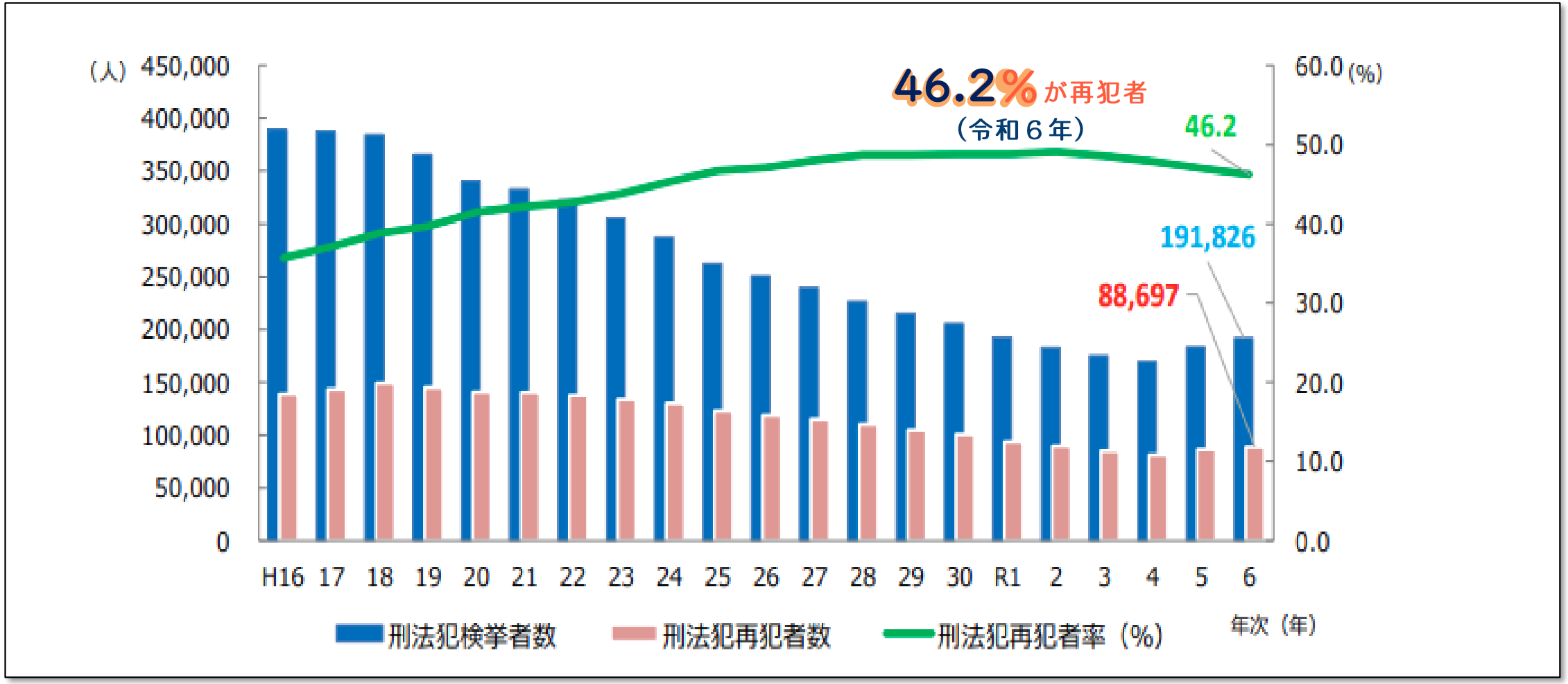
様々な要因が、社会の中での生活を
刑務所での生活よりも過酷なものにしているのかもしれません



再犯防止は、国と自治体、民間団体などが連携しながら
その要因を取り除き、
地域の中の**犯罪被害をひとつでも減らすための取組**です

近年の犯罪の動向

刑法犯　検挙人員中の再犯者数と再犯者率
（令和7年版再犯防止推進白書より）



再犯防止施策の流れ

平成24年7月　「再犯防止に向けた総合対策」 犯罪対策閣僚会議決定

【数値目標】出所後2年以内の再入者の割合をR3年までに16%（成人）、8.8%（少年）へ

平成28年12月 「再犯の防止等の推進に関する法律」 公布・施行

第5条 国・地方公共団体・民間団体等との連携協力を確保
第7条 国に再犯防止推進計画の策定義務
第8条 地方公共団体に地方再犯防止推進計画策定の努力義務 を明記

平成29年12月 「再犯防止推進計画」 閣議決定

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間（H30～H34（R4））で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画

令和元年12月 「再犯防止推進計画加速化プラン」犯罪対策閣僚会議決定

再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの

令和5年3月 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定

第二次再犯防止推進計画

▶ 令和5年3月「第二次再犯防止推進計画」閣議決定

基本的な方向性
〇「息の長い支援」の実現
〇「就労」や「住居」の確保のための支援強化
〇国・地方公共団体・民間協力者の連携を更に強固にすること

7つの重点課題

①就労・住居の確保

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

③学校等と連携した修学支援

④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

⑤民間協力者の活動の促進

⑥地域による包摂の推進

⑦再犯防止に向けた基盤の整備

第二次再犯防止推進計画

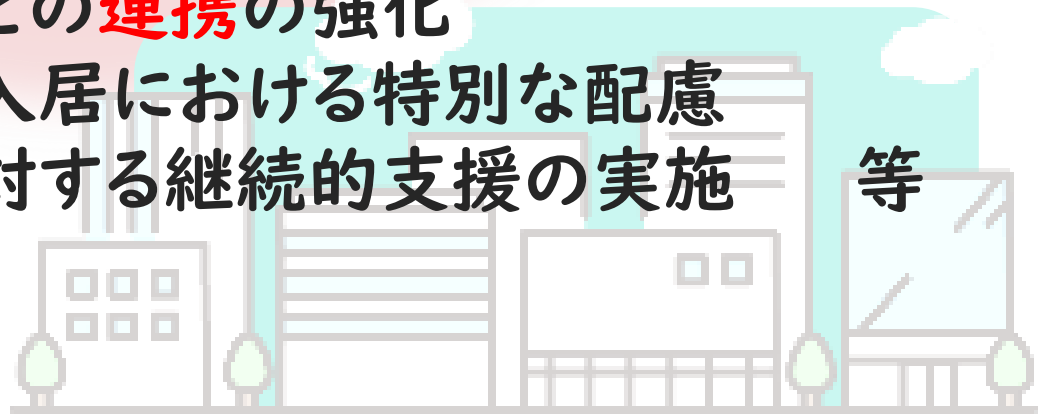
就労と住居の確保

①矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

②更生保護施設等の機能の充実・一時的な居場所の確保

③**地域社会**における**定住先**の確保

- **居住支援法人**との**連携**の強化
- 公営住宅への入居における特別な配慮
- 住居提供者に対する継続的支援の実施　　等

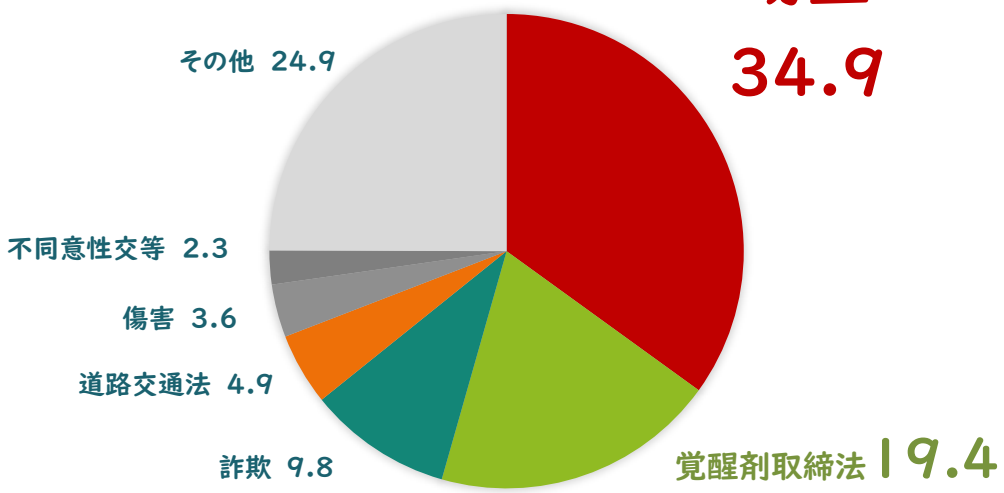




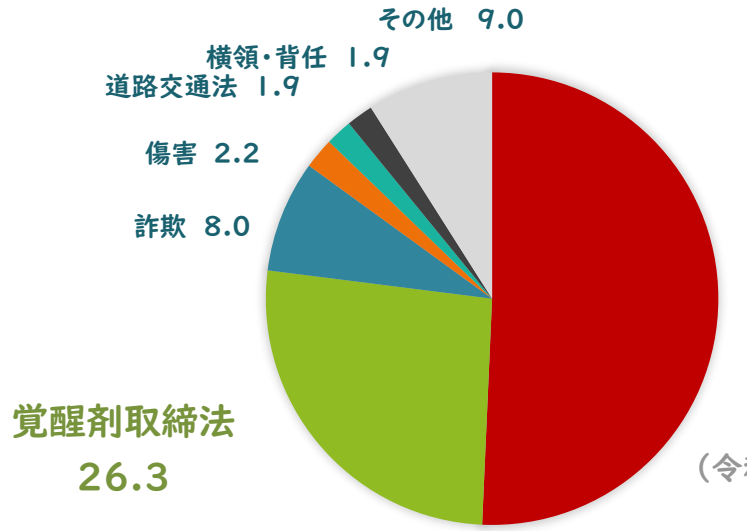
受刑者の状況

入所受刑者の罪名別構成比(%)

男性



女性



(令和7年版犯罪白書より)

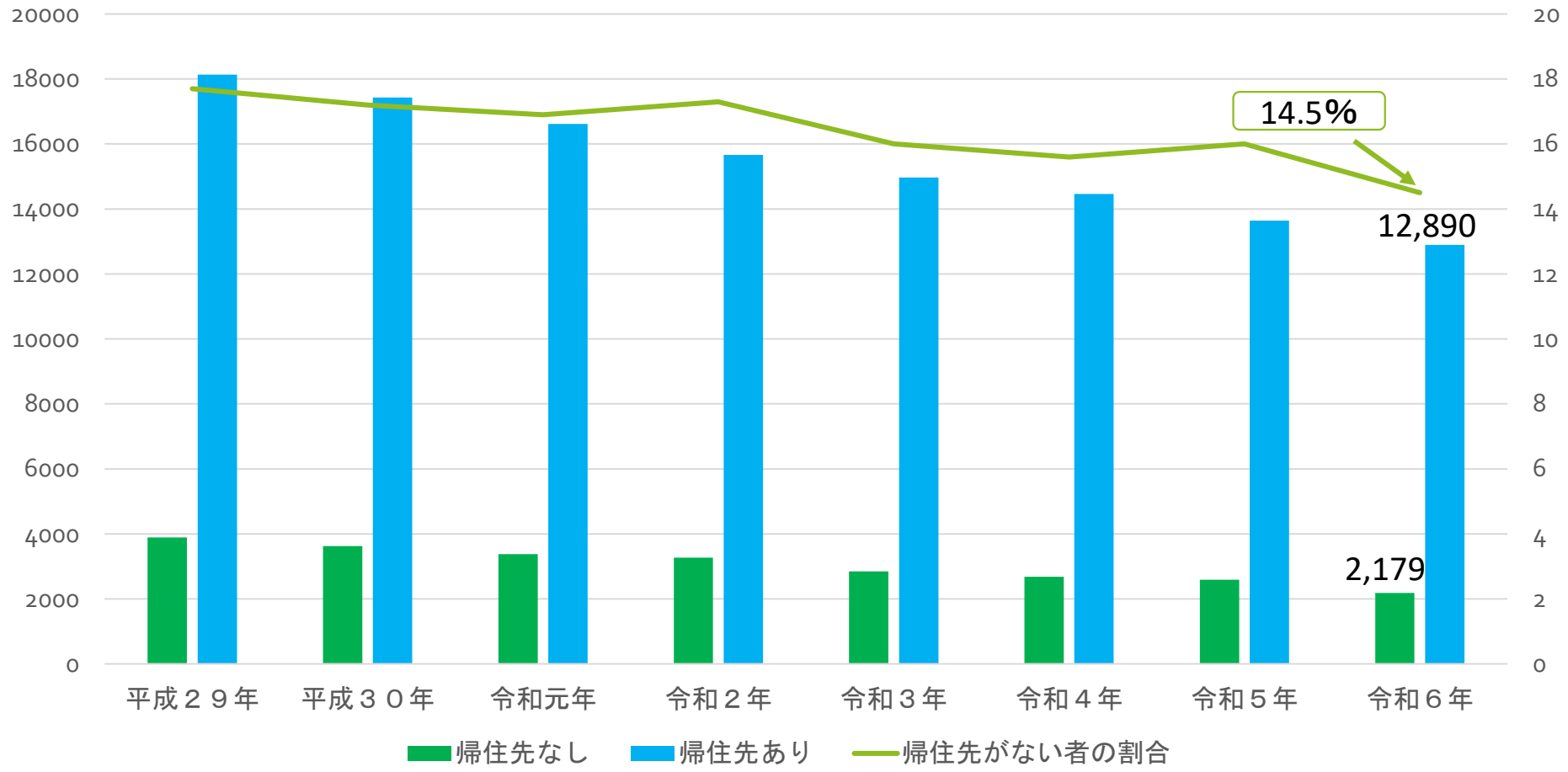
受刑者(令和6年)のうち・・・

- 精神障害のある人が 22.0%
- 65歳以上が 13.8%
- 犯罪時に無職が 68.5%
- 犯罪時に住居不定が 20.7%

(矯正統計年報より)※テスト不能の者を除く

刑務所から出所時に帰住先がない者の数及び割合（全国）

※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま、
満期釈放となった者をいい、帰住先不明・暴力団関係者の下である者を含む。





（法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室の所有するR7年度統計データより抜粋）

刑務所で行っている再犯防止に向けた取組

犯罪につながる問題性の除去
（内的要因への対応）

生活環境の改善
（外的要因への対応）

R7.6～拘禁刑開始

作業・職業訓練

改善指導

教科指導

矯正処遇

＋

帰住先の確保

福祉的支援

就労(修学)支援

社会復帰支援

保護観察所とともに
・本人の希望に基づき、改善更生にふさわしい帰住先を早期から調整・確保

「居場所」
と
「出番」
の確保を目指して活動しています。



令和7年10月～

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行

⇒国土交通省令に定める住宅確保要配慮者の範囲についても改正
刑の執行のため刑事施設に収容されていた者、刑又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者及び労役場に留置されていた者が新たに追加

疎明資料（在所（院）証明）の発行、居住支援法人等への適切な情報提供、適切な入居調整を行うなど…

⇒刑事施設出所者等が住宅確保要配慮者として同法に基づく各種支援を受けられるよう、適切に対応



居住支援法人との連携ー居住支援



現在の取組

→各関係機関（各県の住宅関係部局、居住支援法人等）との関係構築
　矯正職員と居住支援法人、関係機関との意見交換会の実施

★居住支援協議会等との意見交換会



矯正施設、居住支援法人や地方公共団体の住宅担当部局職員、保護観察所をはじめとする関係機関などが集まり、施設見学や意見交換会を実施するもの

→　地域における刑務所出所者等の帰住先確保の促進を図る



出所者を特別扱いしてもらうことが目的ではなく、他の住宅確保要配慮者と同じく、「支援が必要な人」として理解していただき、支援対象としていただけることを目指しています。

居住支援協議会等との意見交換会①

R5年度：福島刑務支所・宮城刑務所で実施
R6年度：青森刑務所・秋田刑務所で実施
R7年度：山形刑務所・盛岡少年刑務所で実施（＋福島刑務所施設独自実施）

出席者：東北地方整備局、東北厚生局、保護観察所、県・市町村の住宅・福祉部局、
居住支援協議会、居住支援法人、地域生活定着支援センター、更生保護施設等…

出された意見等

・継続した支援の確保の必要性
・受刑中からの関係構築
（情報共有や面接を実施したい）
・理解のある不動産屋・保障会社の確保
・入居者トラブル等が起きた際の居住支援法人の相談場所の確保
→刑務所内、保護観察所での資質の見極め精度を高める＆中間施設（更生保護施設等）での見極めができると良い
・仮釈放を前提とした際の居室確保の問題
（経済的負担）
・対象者の金銭管理能力不足（風俗業で稼働している者に対する自立に向けた指導等）で支援から離れてしまう
・対象者（精神系の疾患あり・ 満期釈放者等）について情報提供してほしい（放火犯でも投薬等の情報があれば支援につながる可能性）



居住支援協議会等との意見交換会②

出された意見等（続き）

・地域性の問題（出所者を拒む地域性）
・制度や必要なものについて知りたい（刑務所での特別調整や少年鑑別所、保護観察所での地域援助について）
・精神科診察と居住確保など、複合的な課題を抱えた者が多い
・改正セーフティネット法に対する意見（入居者から事前に保証金を取ることの難しさ、休眠預金の活用の難しさ）
・ケースについての検討→地域生活定着支援センターや社会福祉協議会などが居住支援の窓口と責任を引き受ける場となる制度になれば良いと思われるが…
・元気な高齢者をつなげる制度がなく難しい
・生活保護の受給について（①窓口の対応に地域差がある、②出所前から申請できるようになると良い）
・更生保護施設入所者の質的変化（IQが狭間の者の増加）
・刑余者支援の難しさ
（更生保護施設の住所でNGになってしまうことも）
・少年鑑別所の地域援助を初めて知り、活用したい
・法改正により新設された居住サポート住宅について（①大家の負担が減ると感じられることから、今後増やして積極的に活用したい、②サポート費用が自己負担であることから希望者が少ないのではと感じる）
・国交省・厚労省・法務省のいる場に参加したのは初めて、ぜひ継続実施してほしい
・矯正OBなど、スキルを持った者が刑余者の居住支援についてバックアップしてくれたら心強い
・受刑者の生活区域に視察委員会宛ての意見提案書が設置されていたのを見た。受刑者も人として尊重され、発言の機会が与えられているのだと知ることができ、貴重な機会であった



居住支援協議会等との意見交換会

令和5年に開始して以降、少しずつ実施方法にも工夫を重ねてきました。

今年度で東北6県すべてでの実施が叶ったところですが、
今年度は初めて保護観察所との共催をしたり、当日管内矯正施設にオンラインで共有することを試みたり、自治体に御協力いただいたことで事前に面識のなかった多くの居住支援法人の方に来ていただいたりすることができました。

今後も居住支援に携わる異なる立場の方々と、お互いの理解を深め、さらなる連携につながるような企画をしていきたいと思っています。

県や市町村での居住支援協議会の機会がございましたら、近隣の矯正施設も含め、オブザーバー等で参加、聴講させていただければありがたいです。

御連絡いただけると幸いです！



【参考】矯正における地域援助の枠組ー法務少年支援センター

法務少年支援センターとは、少年鑑別所が母体となる相談窓口です。

支援内容

1　能力・性格の調査
　関係機関・団体、家族、本人からの依頼を受けて、困りごとに応じた心理検査や適性検査を実施

2　問題行動の分析や指導方法等の提案
　面接や心理検査等を実施した上、問題行動の原因や指導方法を提案

3　心理相談
　関係機関・団体からの依頼を受け、本人や家族との心理相談を実施

4　事例検討会（ケース会議）等への参加
　依頼に応じ、問題行動等のある方の支援に関するケース会議等に参加、見立てや指導方法に関する助言・提案を実施

5　研修・講演等
　関係機関・団体が主催する研修会、講演会等で、非行・犯罪、再犯防止などについて分かりやすく説明を実施

※法務「少年」支援センターとありますが、対象者が成人でも相談可能です。

少年鑑別所とは？

家庭裁判所から観護措置決定により送致された少年の鑑別を行うとともに、非行・犯罪問題の専門機関として、地域援助を行います。

※鑑別
医学・心理学・教育学等の専門的知識に基づき、対象者の非行原因を明らかにし、立ち直りに向けた指針を示すもの



ご清聴いただき、ありがとうございました。

